

心かよい 人がきらめく せせらぎ遊園のまち

まちの情報

広報

こうら



2007

2

<http://www.biwa.ne.jp/~kouracho/>

広報こうら 2007年2月号 / 通巻第326号 発行/甲良町総務課 〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町在士353-1 TEL.0749-38-5061 FAX.0749-38-5072 Eメール kouracho@mx.biwa.ne.jp

T O W N I N F O R M A T I O N



思い込みを、夢を叶えるために。そして何よりも自分のため…  
(1月8日) 情報提供: 甲良西スポーツ少年団

恒例の新春マラソン  
多賀大社へ向かって  
走ろうぜ!!



2 職員の給与等公表

6 祝 成人

8 タイ紀行 (北落区)

9 いじめ問題

12 確定申告

19 交通災害共済受付開始

22 凍結防止のお願い

## 町職員の給与と人事の運営状況をお知らせします

地方公務員法58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を公表します。  
これは、町民の皆さんに町職員給与などの実態を広く知っていただき、より一層のご理解が得られるよう行うものです。

### 給与の決まり方

一般職員の給与は国家公務員および近隣町とのバランスを考えたうえで、議会の審議を経て決まります。

特別職の報酬は、皆さんの中から選任された特別職報酬審議会の意見を聴いて、議会で議決されます。

### 職員数の管理について

事務の見直し、組織・機構の簡素合理化などにより職員数を必要最小限に抑え、多様化する要望に対応していけるように適正な配置を心がけています。公表額は、税金や保険料などを差し引く前の額でいわゆる「手取り額」ではありません。

## 1 給与に関する状況

### (1)人件費の状況(平成17年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費 B / A
17年度	8,197人	3,951,034千円	96,645千円	929,172千円	23.5%

### (2)職員給与費の状況(平成17年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	110人	434,560千円	64,304千円	175,264千円	674,128千円	6,019千円

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外手当など

○給与費には、町長・議員・各種委員など特別職に支給される給与・報酬などは含まない

### (3)ラスパイレス指数の状況

年度	ラスパイレス指数
H18.4.1現在	91.9%
H17.4.1現在	92.8%
H16.4.1現在	92.5%

※ラスパイレス指数とは、地方公務員の給与水準を表したもので、国家公務員行政職の給与水準を100とした場合のものです。

## 2 一般職の給料初任給等の状況(平成18年4月1日)

### (1)職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.6歳	350,200円	394,879円	技能労務職	52.9歳	286,300円	302,526円

※給与=給料+時間外手当+通勤手当+扶養手当+管理職手当

### (2)職員の初任給の状況

区分	分	甲良町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,200円	182,200円	170,200円	182,200円
	高校卒	138,400円	146,700円	138,400円	146,750円

### (3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	分	経験年数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	30年以上
一般行政職	大学卒	276,800円	314,600円	347,500円	438,500円
	高校卒	248,300円	276,700円	309,800円	403,300円
技能労務職	高校卒	—	268,300円	253,000円	—
	中学卒	—	—	299,800円	—

○経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合における採用後の年数

## 3 職員の手当の状況(平成18年4月1日現在)

### (1)期末・勤勉手当

	期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分	0.725月分
12月期	1.60月分	0.725月分
計	3.00月分	1.45月分

### (2)退職手当

	自己都合	定年	勸奨
勤続20年	23.5月分	30.55月分	32.76月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分
一人当たり平均支給額(H17年度)	12,343千円		

### (3)時間外勤務手当

平成17年度	総支給額	支給対象職員一人当たり平均支給年額
	16,112千円	144千円

### (4)住居手当

借家・借間(最高限度額)	月額
27,000円	27,000円
持ち家(新築購入から5年)	月額 2,500円
H17年度の支給実績 1,426千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 178,250円	
支給職員割合 12.3%	

### (6)通勤手当

自動車などの交通用具使用者

距離	月額	距離	月額
2km以上5km未満	2,000円	5km以上10km未満	4,100円
10km以上15km未満	6,500円	15km以上20km未満	8,000円
20km以上25km未満	11,300円	25km以上30km未満	13,700円
30km以上35km未満	16,100円	35km以上40km未満	18,500円
40km以上45km未満	20,900円	45km以上50km未満	21,800円
50km以上55km未満	22,700円	55km以上60km未満	23,600円
60km以上	24,500円		

交通機関利用者

1月当たりの運賃が55,000円以下	全額支給
1月当たりの運賃が55,000円を超える	55,000円×支給単位月

○国の制度…町と同じ

### (7)管理職手当

支給職員割合	30.30%
支給職員1人当たり平均支給月額	43,728円

○管理職手当は、定められた職の割合に応じて支給

## 4 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
町長	710,000円	6月期 1.60月 12月期 1.75月 計 3.35月
助役	600,000円	
収入役	570,000円	
教育長	570,000円	
議長	285,000円	
副議長	205,000円	
議員	180,000円	

①1人当たり平均支給額 17年度 1,603千円

②職制上の段階、職務の等級による加算措置あり

○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%

○退職手当は、県内の市町および一部事務組合で組織する滋賀県市町村職員手当組合の「滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例」に基づき支給

○退職手当1人当たり平均支給額は前年度に退職した職員に支給した平均額である

### (5)扶養手当

配偶者	月額
13,500円	13,500円
扶養親族(2人まで)	月額 6,000円
配偶者が扶養親族でない場合の1人目	6,500円
配偶者のいない職員の場合、扶養親族のうち1人目	11,000円
扶養親族(3人目以降)	5,000円
H17年度の支給実績 12,178千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 225,515円	
支給職員の割合 50.8%	

○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子、月額5,000円を加算

H17年度の支給実績	34,374千円
支給職員1人当たり平均支給年額	42,962円
支給職員の割合	76.20%

### (8)その他の手当

宿日直手当など

### 退職手当支給率

町	長	支給率
助	役	43
収入	役	26
教育	長	22
教	育	20

※退職手当支給額=報酬月額×支給率×在職月数



## 5 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1)一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補・主事	主事	主任	主査	課長補佐	課長主監	
職員数	1人	4人	24人	13人	8人	21人	71人
構成比	1.4%	5.6%	33.8%	18.3%	11.3%	29.6%	100%

○職員給与に関する条例にもとづく行政職給料表の級区分による職員数です。

## 6 職員数ならびに採用、退職および昇任の状況

### (1)部門別職員数の状況

部門	H17	H18	増減
一般行政部門	議会	2	2
	総務企画	22	25
	税務	5	4
	民生	40	38
	衛生	9	8
	労働	3	1
	農林水産	3	5
	商工	1	1
	木工	5	3
	小計	90	87
特別行政部門	教育	23	23
	小計	23	23
普通会計計	113	110	
公営企業等 会計部門	水道	3	3
	下水道	6	5
	その他	5	5
	小計	14	13
合計	127	123	

### (2)職員の採用・退職者数

	町職員全体	合計
採用	平成17年4月2日～ 平成18年3月31日	0
	平成18年4月1日	0
	合計	0
退職	平成17年4月2日～ 平成18年3月31日	4
	平成18年4月1日	0
	合計	4

### (3)異動および昇任

	主監	課長級	課長補佐級	主査	主任	一般職員級	合計
異動者数	8	14	10	6	4	8	50
内昇任者数	8	7	4	2	0	0	21

### (2)年次有給休暇の取得状況(平成17年分)

総付与日数	3,054日
総取得日数	1,064日
対象職員数	77人
平均取得日数	14日
取得率	35.0%

○「対象職員」とは、平成17年1月1日～12月31日までの全期間を在職した職員で、当該期間の中途に採用された者、退職した者および当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員ならびに派遣職員を除く。

## 7 職員の勤務時間など勤務条件の状況

### (1)一般職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	48時間		
1日の勤務時間	8時間		
	時間	開始時間	終了時間
勤務時間	—	8:30	17:15
休憩	45分	12:15	13:00
休息	15分		

### (3)育児休業の取得状況(平成17年度)

男性	女性	計
—	3人	3人

## 8 職員の分限および懲戒処分等の状況

### (1)分限処分の状況(平成17年度)

勤務実績がよくない場合		心身に故障のため職務執行に支障がある場合		職に必要な確性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

### イ 休職処分の状況

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関する起訴された場合	学術に関する研究等に從事する場合	災害等により行方不明になった場合
1人	0	0	0

### (2)懲戒処分の状況(平成17年度)

免職	停職	減給	戒告
0	1	4	2

## 9 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成17年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。

(1)措置の要求 該当事案なし (2)不服申立て 1件

## 10 人材育成に関する状況(平成17年度)

### (1)主な研修の実績等

(ア)内部研修

名称	目的及び概要	参加人数 (延べ人数)
課題別研修	行政がかかえている政策課題について理解を深め、職員としての資質の向上を図る。	110人
職場研修	自主的に研修を進めることにより、幅広い知識と教養を身につけ、活力・行動力に満ちあふれた職員を養う。	127人
技術職員研修	建設技術に関する専門意識の習得および技術力向上を図る。	15人
住民共同研修	町や教育委員会等が主催する研修会等に参加し、リーダーとしての資質向上を図る。	406人

(イ)外部研修機関への派遣研修(滋賀県市町村職員研修センター等)

名称	目的及び概要	参加人数 (延べ人数)
新任職員研修	自治体職員として自覚を促すとともに、職務遂行に必要な基礎的知識を習得し、職務遂行能力の向上を図る。	1人
現任職員研修(3部)研修	あらためて公務員倫理の涵養を図るとともに、クレーム対応能力の向上を図り、政策法務の基礎知識を習得する。	2人
係長級職員(2部)研修	政策形成能力のさらなる向上を図るとともに、政策法務能力の養成を図る。	1人
課長級職員研修	管理者に必要な職場の管理能力を高め、実践的な指導能力を養うとともに、危機管理能力の養成を図る。	2人
研修管理者研修	職員研修の重要性を認識し、職員研修のあり方について理解を深め、人材育成の方法について学ぶ。	1人
コーチング研修	従来の部下育成とは異なりコミュニケーションスキルを中心とした「コーチング」の手法を学び、マネジメント能力の向上を図る。	1人
土木基礎(中級)研修	土木担当の技術職員として必要な専門知識、技術の習得を図り、職務遂行能力の向上を図る。	2人
工事検査	建設技術に関する専門知識の習得および技術力の向上を図る。	1人
自治大学校 税務専門 課程徴収 事務コース	徴収事務職員として必要な専門知識、技能の習得を図り、職務遂行能力の向上を図る。	1人
全国地域 リーダー 養成塾	広い視野と深い見識、卓越した想像力と豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的に行動できる地域のリーダーを養成する。	1人

## 11 福利厚生に関する状況

### (1)職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(平成17年度)

名称	対象者	受診者件数	受診率
定期健康診断	全職員	103人	84.4%
生活習慣病予防検診	年齢性別等により定める職員等	95人	83.3%

### (2)職員の福利厚生事業の実施状況

職委員の福利厚生事業については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条および職員の互助会に関する条例(昭和43年条例第20号)に実施しています。

事業は、財団法人市町村職員互助会、甲良町役場公友会等に委託しています。

財団法人市町村職員互助会および甲良町役場公友会等は、会員の掛金および町の負担金、補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

(H17年度)	甲良町公友会	(財)市町村職員互助会
人数	会員 156人	加入 126人
年間町負担補助率	1人 5,000円	本棒×9/1000
年間町負担補助額	780,000円	4,458,452円
会員掛金率	本棒×1/100+1,500円	本棒×5/1000
会員掛金額	8,401,540円	2,476,552円
1人あたり掛金額	53,800円	19,655円

### (3)公務災害および通勤災害の認定件数

(平成17年度)

発生件数	公務災害	通勤災害	計
	0	1	1



成人式

107人が翔る!

1月7日、『新成人を祝う集い』が町公民館で行われました。この式は新成人から選ばれた実行委員がアイデアを絞り出して、みんなの想い出に残るようにと創り上げたものです。この日の出来事は、新成人はもちろんのこと、家族にとっても、恩師にとっても計りようのない想いが巡っていたことでしょう。今後は、成人としての自覚を持ち、正道を堂々と歩んでほしいと願います。



▲新成人代表、誓いの言葉を述べる



▲町選挙管理委員から記念品を受け取る



弓射式

弓を射る

1月10日の朝6時。池寺の山王大宮神社で弓射式が行われました。氏子総代などが「天下泰平」「五穀豊穡」と唱えながら矢を放つたび、周囲に弦の音が響きわたり、荘厳な場面に身が引き締まる思いでした。



コーラス

さわやかな歌声とともに♪

呉竹区むらづくり委員会では、「ふれあい・協働・交流」をテーマとして、人権を尊重し、あらゆる差別や偏見をなくすために自分たちができることは何かを考え、その答えを得るために数々の活動を行っています。

その一つとして昨年結成した『呉竹合唱団』は、むらづくり委員会のメンバーが中心となって活動しているサークルです。結成当時は男性ばかりでしたが、今

では女性や他区からも参加され、現在のメンバーは32名となりました。昨年の『県民の集い』では、手話サークル「もみじ」とともに発表しました。発表終了時には、2,000人の参加者の割れんばかりの大拍手がわき起こりました。

(情報提供：呉竹区むらづくり委員会)



▲人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい発表場面 (H18.12.10)



『県民の集い』発表曲

1. 里の秋 (合唱団)
2. 大きな古時計 (合唱団)
3. 四季の歌 (合唱団と手話サークル)
4. ありがとう愛を (合唱団と手話サークル)

書き初め

書をたしなむ

1月2日、町公民館では、墨汁の香りが漂う中で『新春書き初め大会』が開催されました。

町の文化協会が主催となり、毎年行われているもので、毛筆と硬筆に分かれて熱心に筆を走らせていました。このお正月の風景は、これからも残していきたいものですね。





— 報告 —

# タイランド 6000キロ彼方に夢を求めて北落区が訪タイ

北落訪タイ団 団長 上田和生さん

## — はじめに —

昨年11月22日から27日の間（5泊6日）、北落区のメンバー等10名が、タイ東部ブランチブリ県ブラジャンタカーム郡内の自治体や集落へ訪問しました。

今回の訪問目的は、北落区が平成15年および16年にかけて独立行政法人国際協力機構（JICA）のプロジェクト（タイ基礎自治体開発計画策定能力向上プログラム）でタイ国の研修生を受け入れたことにより、研修生の町や村との相互訪問の話が出ていたことを受けて、今後、どのような民間国際交流が北落区として可能かどうかを探ることを目的として訪タイを企画し、区長以下8名（主に村づくり委員を主体に）で、訪タイ団を結成し実現にこぎつけました。

## — 訪問内容 —

ブラジャンタカーム郡役所にて郡長の表敬を行った後、会場をテッサバーン事務所（郡役所隣）に移し北落に来た研修生との意見交換会を行いました。主な内容としては、今回の訪タイの趣旨について（北落区）、タイ側の現況について（タイ国）など互いの情報交換を行いました。

その後、北落での研修成果をいかした整備箇所を見るためテッサバーンの市場や公園などを見学しました。次に、ドンバンTAO事務所を訪問し、首長、助役他関係者との意見交換会。そして、ドンバン第9村の視察および意見交換会を行って交流第1日目を終了しました。

その次の日は、ポーガムTAOの事務所を表敬し、その後ポーガム第14村視察（村の活動について）、



引き続き今回の主目的であるポーガム第17村への訪問し、村内の視察と研修後の村の活動を実地で見まわりました。

その後、再びポーガムTAO事務所において、ポーガム第17村と北落区の交流の可能性と交流の方法および今後の方向性について議論を行い、両者の意見をすりあわせて次の努力目標の合意を行いました。

### 【交流目標の合意項目】

①文化交流の推進について（言葉、食文化、作法、慣習、芸能）

②青少年使節団交流の実現について

以上の合意を受けて合意書の調印はその夜に行われたポーガム第17村での北落訪タイ団歓迎夕食会の場で執り行われました。歓迎夕食会では、女子中高生によるタイ古式舞踊、カラオケ、踊り等が行われ我々訪タイ団もその輪の中に入り、村民からの大変暖かい歓迎を受け楽しいひと時を過ごすことができました。2日間の忙しい日程でしたが以上が現地での訪問内容でした。

## — 交流を絵に描いた餅に終わらせない —

最後に今後の交流推進の上での問題点を何点か述べて報告を終了したいと思います。

①言葉の問題（今後は英語を共通語とした）

②双方の交流仲介者の手当、育成の問題

③交流資金（渡航費および宿泊旅費等）の手当の問題

④交流実現へ向けての体制づくり

の点が当面の課題としてあり、これをクリアしていかなければ交流推進が絵に描いた餅に終わるように感じています。（文責は訪タイ団長個人によります。）



## 出初式

# 甲良町消防団出初式・犬上郡消防連合出初式挙行

新春恒例の甲良町消防団出初式が1月7日に挙行されました。町公民館前駐車場を会場として、消防団員は雪が降り寒風吹きすさぶ中、町長および町議会議長の観閲を受け、機械器具点検を行い、今年の防火防災への気持ちを新たにしました。

また、同日甲良町保健福祉センターを会場に犬上郡消防連合出初式も挙行され、犬上郡内の消防団および犬上分署員が一堂に会し、地域の安全のため努力することを誓いました。

なお、本年度出初式における表彰者は以下の通り。  
（敬称略）

### 甲良町長表彰

優良消防団員表彰 松宮 靖了

### 滋賀県消防協会長表彰

功績章	上田 勝
勤功章	野瀬三喜男
30年永年勤続表彰	大橋 徳文 奥川喜四郎
精励章銅賞	陌間 隆治 川副 衛

### 滋賀県消防協会犬上支部長表彰

35年永年勤続表彰	辻 清恵
25年永年勤続表彰	伊藤 榮治 藤居 清一 大橋 久和
15年永年勤続表彰	若林 浩 陌間 秀介
5年永年勤続表彰	松宮 靖了 陌間 隆治 橋本 勘二 岡田 純也 松宮 克成 川副 衛

## いじめ

# 「いじめ」のない地域づくりをしましょう！

学校教育課 TEL.38-5070

皆さんもご存知のように、テレビや新聞で「いじめ」によって生きていくのも苦しい状況に追い込まれた子どもがいるのを見たり聞いたりしたことと思います。特に子どもの世界では、いやがらせ、仲間はずし、無視、脅し、暴力へと進み深刻ないじめになる場合があります。

私たちが『いじめは、人として絶対に許されない行為である』という共通の認識にたつとともに、日ごろからいじめを早く発見し、早く対応することが大切です。学校では、学年が上がるにつれていじめに遭っていても自分で解決をしようと悩んだり、大人には打ち明けられないこともあります。しかし、子どもは必ず“SOS”のサインを出しています。そのサインをいち早くキャッチし、子どもとのコミュニケーションをしっかりとつことが大切です。

学校では、早期発見チェックポイント（学校用）で一人ひとりの子どもたちをよく見るようにしておりますが、各ご家庭や地域でも、チェック表で示したことがないか一度見直してみてください。

- 家で子どもに話しかけがよくできていると早くSOSがキャッチできます。
  - 子どもを地域の人々みんなで見守るようにしていきましょう。
  - 大人社会にもいじめにつながるかもしれないを考え、襟を正していきましょう。
- 子供たちのSOSをキャッチしましょう

## 早期発見チェックポイント

### 家庭で

- 1 表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- 2 持ち物をひんぱんになくしてくる。
- 3 教科書やノートにいたずらをされて帰ってくる。
- 4 いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。
- 5 衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。
- 6 家族のささいな言葉にイライラしたり、反抗したりする。
- 7 登校・登校をしぶったり、早退や欠席が多くなる。
- 8 家族を避け、何か隠しているような気配が感じられる。
- 9 TVゲームなどの一人遊びに夢中になり、外出が少なくなる。
- 10 よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。
- 11 体のあざや傷を隠すためお風呂に入るのを嫌がるようになる。
- 12 学習意欲をなくし、学校の成績が急に悪くなる。
- 13 頭痛、腹痛などをよく訴えるが、特に異常がない。

### 地域で

- 1 仲間に入れず、一人でボツンと過ごすことが多い。
- 2 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。
- 3 年下の近所の子どもとしか遊べなくなる。
- 4 ゲームコーナーなどでお金をよくつかう。
- 5 一人で掃除や後片付けをさせられていることが多い。
- 6 自転車など個人の持ちものにいたずらをされる。

「いじめ」のチェックをして前兆を見逃さないようにしましょう。

## おしらせ 役場からのおしらせ

### 第9回犬上川クリーン作戦

私たちの生活に計り知れない恵みを与えてくれる河川の美化清掃に周辺住民・企業・議会・行政・関係団体が一体となって取り組むことで、河川愛護の普及とごみの不法投棄防止の啓発を図るため、犬上川左岸の清掃活動を実施します。

<b>日 時</b>	3月4日(日) 小雨決行
<b>集合場所</b>	北落工業団地（日立電線ロジテック(株)関西物流加工センター）北側道路
<b>お問い合わせ</b>	住民課生活環境係 TEL.38-5063

### 甲良町墓地公園申し込みのご案内

<b>申し込みができる方</b>	甲良町に住所を有している方、または甲良町出身の方（甲良町から転出された方も墓地を購入できます。） ※上記以外の方…特別販売もあります。
<b>申し込みの受付</b>	受付時間…午前8時30分から午後5時（祝日を除く月曜日から金曜日） 受付場所…甲良町役場 住民課
<b>使用料</b>	一区画4㎡（2m×2m） 永代使用料230,000円 管理料5,000円/年
<b>墓地の所在地</b>	甲良町大字池寺西ケ岡1232番地9（甲良町運動公園の東側）
<b>申し込みに必要なもの</b>	甲良町墓地公園使用許可申請書…1通 住民票記載事項証明書…1通 印鑑
<b>お問い合わせ</b>	住民課生活環境係 TEL.38-5063

### 彦根市立病院からのお願い

—産婦人科の診療制限について—  
本院の産婦人科は、現在3名の医師で診療を行っていますが、本年3月をもって2名の医師が退職することになりました。後任医師の確保にむけて各方面への働きかけを続けていますが、全国的な産婦人科医師の不足のため現在のところ補充のめどがたっておりません。  
4月から産婦人科医師が1名となる可能性が大きくなりましたので、やむをえず診療の制限を行うことといたしました。外来診療や検診は引き続き行いますが、分娩、手術、がんの治療などにつきましては、当面他の医療機関を紹介させていただく場合が多くなります。町民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、よろしくご協力とご理解をお願いいたします。

<b>お問い合わせ</b>	彦根市立病院 TEL.0749-22-6050
---------------	-------------------------

## 子育て支援センター ほっと館 だれもがホッとする場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん!

### 合同クリスマス会たのしかったよ!

12月11日(月)は1歳児、12月15日(金)は2・3歳児を対象に、東西学区の合同クリスマス会をしました。

長くつやとんがり帽子を親子でつくったり、パネルシアターを見た後、サンタのおじさんからプレゼントをもらってみんな嬉しそうでした。



### あそびのひろば パート3のおしらせ

<b>日 時</b>	2月22日(木) 10時から11時
<b>場 所</b>	甲良町公民館 2階多目的ホール
<b>対 象</b>	保育センターに入園していないお子さんとその保護者
<b>内 容</b>	人形劇観劇（人形劇団 ゼロの会のみなさんによる演劇です。）東西保育センターとの共催です。 たくさんのお友だちや保護者の方々と一緒に、楽しい時間をすごしましょう。

### \*2月の予定\*

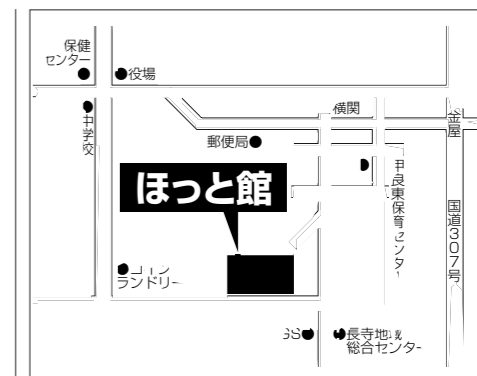
◆ 相談日 月～金 13:00～16:00 土 9:00～12:00	★親子ふれあい教室 ☆こあらくらぶ（0歳児）（保健センター） 15日(木) 10:00～11:30
◇保健相談 6日(水) 22日(木)（米田・西川）	☆すくすくひろば（西学区1歳児）（呉竹センター） 9日(金) 10:00～11:45
◇乳幼児相談 2日(金) 16日(金) （大橋み・山本あ・山本た）	☆のびのびひろば（西学区2・3歳児）（呉竹センター） 16日(金) 10:00～11:45
◇小・中・高校生相談 7日(水) 28日(水) （森・大橋通・長屋・川崎・伊藤）	☆にこにこひろば（東学区1歳児）（長寺センター） 14日(水) 10:00～11:45
◇土曜相談 17日(土)（伊藤・栗山）	☆わいわいひろば（東学区2・3歳児）（長寺センター） 21日(水) 10:00～11:45
*相談員 栗山はいつでもいます。	※3日の「にこにこひろば」は1日休、「すくすくひろば」は2日休にあります。
★ご相談内容につきましては秘密厳守いたします。	

### ほっとかん!

子育て支援センターは未就園児だけでなく、小学生、中学生、高校生、青年、そしてヤングママ・パパのほっと館でもあります。  
もちろんおじいちゃん、おばあちゃんも大歓迎です。  
相談と大げさに構えないで、気軽においでください。

### 子育て支援センター（相談時間は13:00～16:00）

ほっと館 TEL.38-8003 FAX.38-3400  
\*相談時間についてもご都合に応じます。



お問い合わせ 子育て支援センター TEL.38-8003 FAX.38-3400



税

## 所得税・住民税の確定

◎平成18年分確定申告窓口相談は、  
平成19年2月16日(金)～3月15日(木)です。

◎所得税の確定申告が必要な方。

- (1) 農業や営業を営んでいる方。
  - (2) 給与を2カ所以上からもらっている方や給与所得以外に20万円を超える所得のある方および給与の年収が2千万円を超える方。
  - (3) 土地や建物などの資産を売った方。
  - (4) 地代、家賃、利子、配当、山林所得などがある方。
  - (5) 給与所得者が年末調整で配偶者控除や扶養控除を受けたが、その者に38万円を超える所得がある場合。
  - (6) 平成18年中の各所得の合計額が各控除の合計額を超える方。
  - (7) 確定申告をすれば税金が戻る方。(所得税の定率減税があります。ご注意ください。)
- ※申告期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしますと、加算税や延滞税がかかることもあります。  
※所得税の納付期限は3月15日(木)までです。

◎所得税の確定申告が必要でない方でも、住民税の所得申告は必要です。

- ※平成18年中の所得(収入)の多少にかかわらず申告をしてください。特に、国民権区保険に加入している方は必ず申告してください。  
※3月15日(木)までに申告がないと、所得証明書が交付されません。また、国民健康保険税などの軽減が受けられません。(この場合、地方税法第315条にもとづいて所得の算定を行いますのでご了承願います。)

◎申告には、次のもの(書類など)をご持参ください。

- (1) 給与や年金所得者は源泉徴収票。それ以外の方は収支明細(内訳)書や雇用主からの支払証明書など。
- (2) 生命保険料、個人年金保険料、損害保険料(建物共済など)の支払い証明書など。(領収書はだめです。)
- (3) 社会保険庁から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」
- (4) 医療費控除や雑損控除などを受ける方は、領収書や補てん額のわかる書類など。  
※介護保険制度下での医療費控除については、施設または支援事業者の発効した領収書が必要です。
- (5) 配当控除や住宅借入金等特別控除などを受ける方は、それに必要な書類など。(別途)
- (6) 印鑑(振替納税をされる方は、その金融機関への届印と口座番号)など。必ずご持参ください。

### 要介護認定者の障害者控除について

介護保険において要介護認定を受けている65歳以上の高齢者の方で一定の要件に該当した場合には、障害者控除対象者として認定され、所得税法上および地方税法上の障害者控除の適用が受けられます。確定申告において控除を受けられる場合には、「障害者控除対象者認定書」の提示が必要です。認定書の発行および詳しいことについては保険福祉課までお問合せください。

お問い合わせ 保健福祉課 TEL.38-5151

## (所得) 申告について

◎各字巡回の申告納税相談を行います。

(午前は9時～11時30分、午後は1時～4時)

月日(曜)	字名	会場	午前	午後
2月16日(金)	横 関	草の根ハウス	1～3組	4～6組
19日(月)	北 落	草の根ハウス	1～5組	6～10組
20日(火)	正楽寺	公民館	全組	
20日(火)	法養寺	研修棟		全組
21日(水)	税務署等納税相談(公民館1階 会議室)			
22日(木)	在 士	草の根ハウス	全組	
22日(木)	呉 竹	センター		2時半～8時まで
23日(金)	池 寺	農事集会所	1～4組	5～8組
26日(月)	下之郷	農事集会所	1～6組	7～12組
27日(火)	下之郷	農事集会所	13～18組	
27日(火)	長寺西	センター		2時～8時まで
28日(水)	小川原	草の根ハウス	1～4組	5～8組
3月1日(木)	尼 子	平成の館	1～6組	7～13組
2日(金)	尼子・出屋敷	平成の館	14～19組	20～25組
5日(月)	金 屋	農事集会所	1～6組	7～13組
6日(火)	長寺東	憩いの家	1～4組	5～8組

※この日程で都合の悪い方は、役場税務課へ3月7日(水)から、彦根税務署(彦根商工会議所)へは2月16日(金)から、それぞれ3月15日(木)までの平日の執務時間内にお越しください。

必ず申告してください！！

◎国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受けようとする方へ

昨年の確定申告より、社会保険庁から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付することとなりました。

◎事業、譲渡、贈与の申告をされる方、および認定農業者の方へ

確定申告は、2月21日(水)の納税相談日に起こしてください。

◎障害者控除を受けられる方は、必ず申告会場で、手帳等を提示してください。

◎医療費控除を受けられる方は、必ず事前に領収書等の計算を行い申告会場までお越しください。※「医療費の証明書」の封筒が税務課にあります。

### 《彦根税務署よりお知らせ》

確定申告期間中(2月16日から3月15日)の申告指導は、彦根商工会議所4階会議室で行います。(彦根郵便局の隣です。)

お問い合わせ

役場税務課 TEL.38-5064(直通)  
彦根税務署 TEL.22-7640(代表)

◎農家の皆さんへ

農業所得の収支計算はされましたか？  
まだお済みでない方は、申告までに収支計算を行い、収支内訳書を作成していただきますようお願いいたします。また、申告会場へは収支内訳書をご持参の上、お越しください。

## 新刊 新しくでた本

### スカンダリズムの明治

朝倉喬司(あさくら・きょうじ)著 洋泉社



ライバル紙をボロクソにけなし、お家騒動はワイドショーに仕立て上げ、伊藤博文から森鷗外までのお婆さんを紙上公開! なぜ明治の報道はこんなにもスカンダラスだったのか! 注目すべき事件にまつわる三面記事が満載。

### ウンが9割健康TV

三好基晴(みよき・もと)著 リヨン社 二見書房(発売)



「納豆を食べれば血が溶ける」は、どこが間違っているのか? 健康トリック番組の正体、間違えだらけのTVの食べ物常識、危ない農産物、食品添加物のカラクリなど、「健康情報」の実態を正確に理解するための本。

### 制服のころ、君に恋した。

折原みと(おりはら・みと)著 講談社



海が見える鎌倉の高校に養護教諭として赴任してきた奈帆・28歳。高校時代に恋人を亡くした過去を持ち、目の前の新たな恋に踏み出せずいた。そんなある日、彼女に奇跡が…。今を一途に生きる大人の恋物語。

### Oh my God! シュートメ

コニー・アン時田(ときた・こにーあん)著 宝島社



愛しい日本人Honeyには「シュートメ」が付いていた! 「超ポジティブシンキング」のアメリカン嫁vs「笑っちゃうほど、イジワル」なシュートメとのバトル。まあ、とにかくミ

ーのstoryを聞いてください!

### 空色ヒッチハイカー

橋本紡(はしもと・つむぐ)著 新潮社



18の夏、憧れ続けた兄貴の背中を追いかけて、僕は何もかもを放りだして街を出た。兄貴の残した年代物のキャデラックに免許証。抜けるような青空。旅の相棒は、謎の美女・杏子ちゃん…。個性あふれるヒッチハイカー達の物語。

### まいにち薔薇いろ 田辺聖子A to Z

田辺聖子(たなべ・せいこ)ほか著 | 田辺聖子全集 | 編集室編 集英社



田辺聖子全集から生まれた方華鏡のようなスペシャルブックガイド。田辺文学と彼女の夢色暮らしを、AからZまでキーワードを立て、「事典」のかたちでカラフルに紹介します。江國香織らのエッセイ、単行本未収録短編等も収録。

## 図書館 2月の催し物

### 土曜シネマ

3日(土)14:00~

#### 『永遠の片想い』

出演:チャ・テヒョン、イ・ウンジュ、ソン・イェジェン  
韓国史上最高に泣ける純愛ラブストーリー! ある日、ジファンに元に出会った二人の少女のことを思い出さず…。

#### おはなし会

10日(土)14:00~

絵本や大型紙芝居など、楽しいおはなしがいっぱい! みんなで参加してね。

#### お母さんお父さんのための絵本教室

23日(金)14:00~

テーマに沿って絵本の紹介をします。

#### 子ども映画会

24日(土)14:00~

『ホーム・オン・ザ・レンジ にぎやか牧場を救え!』  
ディズニーの長編アニメ。昔々のアメリカ西部。パールさんの「楽園農場」では、たくさんの動物たちがにぎやかな毎日をおくっていました。ところがある日、パ

ールさんが借金のために農場を取り上げられることに! 「楽園農場」最大のピンチに動物たちが立ち上がり…。

#### 名作映画会

25日(日)14:00~

#### 『桜田門』

出演:長谷川一夫、高峰三枝子、高松英郎、水谷良重ほか。

江戸末期。泰平の眠りを貪っていた日本を揺り動かしたのは、下田港に現れたアメリカの黒船でした。この尊皇攘夷吹き荒れる動乱の時代に颯爽と登場した井伊直弼。最後まで日本の夜明けを信じ、命をかけて闘った男たちの激情と悲恋の物語。

#### 【お知らせ】

2月14日~20日まで、図書館は年に1回の蔵書点検のため休館となります。蔵書点検とは、一般企業の棚卸しのようなもので、図書館資料すべての所在を確認する作業を行います。同時に、資料の清掃や並び替えを行い、より利用していただきやすい書架づくりを目指します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

2月						
月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月						
月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

はやすみです。\*2月14日から20日は、蔵書点検のため休館します。

## たんじょう 天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



かわらぎ しょうえい  
瓦崎 照英ちゃん  
2月2日(横 関)



なかやま しゅうと  
中山 修翔ちゃん  
2月7日(池 寺)



たなか きらら  
田中 妃羅ちゃん  
2月9日(尼 子)



かなざわ かのん  
金澤 叶夢ちゃん  
2月23日(小川原)



かなざわ りのん  
金澤 心夢ちゃん  
2月23日(小川原)

4月号『天使のほほえみ』掲載希望(H18年4月生のお子さん)の方は、2月27日(火)の「乳児の10カ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さまの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

お問い合わせ  
総務課 TEL.38-5061  
保健福祉センター(保健師)  
TEL.38-3314

## セミナー 子どもの健康セミナー 「子どもの事故防止研修会」

日時▶2月23日(金) 13:30~16:15 (13:00~受付)

会場▶滋賀県立小児保健医療センター1階研修室

13:30~ 「滋賀県乳幼児の事故実態調査報告」  
滋賀県立小児保健医療センター保険指導部保健師

13:50~ 講演「子どもの発達にあわせた事故防止について」  
京都市子ども保険医療相談・事故防止センター長 澤田 淳氏(医師)

15:40~ 「チャイルドシートの正しい着用の仕方について」  
(財)滋賀県交通安全協会

多数の参加をお待ちしております。お気軽に起こしください。

参加者に事故防止グッズをプレゼント

参加費▶無料

申し込み▶不要

主催▶滋賀県立小児保健医療センター

#### 問い合わせ

滋賀県立小児保健医療センター保健指導部  
〒524-0022 守山市守山5-7-30  
TEL.077-582-6200 (内7820、7821)  
FAX.077-582-6304



人権問題 部落差別を考える  
酒の席での差別発言！あなたなら…？



考えてみましょう！

- ①あなたがこの場にいたとしたら、どうしますか？
- ②Cさんの言葉に対して、どうおもいますか？
- ③あなたがDさんだったら、どんな言い方をしますか？
- ④Eさんの言葉に対して、どうおもいますか？

学ぶべき視点

- Cさんの発言は、Fさんが同和地区住民（出身）ということで侮辱した言葉です〔名誉毀損（刑法230条）などの刑事事件に相当します〕。また、同和地区住民（出身者）全員に対する差別意識が露骨に表われています。
- 部落差別が表われるのは、結婚や就職など特別な時だけではありません。日常の何気ない会話の中で、突然表れることがあります。そのときに、どんな親しい間柄でも、どんな社会的関係があっても、発言者に「それは、おかしい」といえるでしょうか。いくら知識を身につけていても、正しい行動に移せなければ解決の力になりません。

差別事象のほとんどが、無知や間違った情報によるものです。差別をなくすために、正しい情報と認識が不可欠ならなければなりません。学校や地域の絶えまない教育、啓発活動が必要なのです。

交通 こんな時は、どうしますか？  
あなたの交通安全意識をチェック！

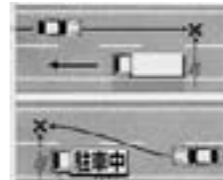


あなたは道路の向かい側のスーパーに買い物に行くところです。右からの車が自分の前を通りすぎました。

- ア▶ 次の車が来ないうちに素早くサッサと渡る。
- イ▶ すぐに渡らないで、通りすぎた車が遠くまで行ってしまい、道路の左側がよく見えるようになってから渡る。
- ウ▶ 少し遠回りになっても、横断歩道のあるところまで行って渡る。

車の直前・直後からの横断は危険！

- ◆横断している歩行者からも走ってくるドライバーからも、お互いに相手が見えない場所は、事故の危険性が非常に高いところです。できるだけこのようなところを避け、道路の様子がよく見えるところから渡りましょう。
- ◆右から来た車が通りすぎても、すぐに渡り始めないで、安全を確かめてから渡ることが大切です。
- ◆道路にある◇マークは前方に横断歩道や自転車横断帯があることを示しています。



今回の場合、ウの近くの横断歩道を利用するのがもっとも安全であるといえます。近くに横断歩道等がない場合は、イのように安全を確かめてから横断しましょう。



あなたは自転車に乗って、自宅付近の交差点を左折しようとしています。

- ア▶ 車通りが少ないところなので、交差点手前で徐行してから左折する。
- イ▶ 自転車も停止線の手前で止まり、カーブミラーを見てから左折する。
- ウ▶ 停止線の手前で止まった後、左右がよく見えると

ころまで進み、左右からの通行車両の有無を確認する。

いつも通る道だから安全…ではない！

◆高齢者の歩行中、自転車乗用中の事故の多くが、自宅から500メートル以内の身近な道路で発生しています。



◆道路を渡る時や交差点ではまず止まり、交差道路の通行車両の有無を確認しましょう。車の通りが少ない時ほど油断せずしっかりと安全を確かめましょう。



イのように左右をカーブミラーだけで確かめて交差点に進入すると、ミラーに写らない死角にある車等と衝突する恐れがあります。見通しの悪い交差点ではウの二段階停止による安全確認が必要です。



駐停車違反

違法な駐停車はどんな危険があるの？

道路に車を止める人は、  
○駐車場がないから仕方がない  
○すぐに戻ってくるから大丈夫だろう  
といった軽い気持ちで止めていることと思います。しかし、このような行為が取り返しのつかない事態になることもあるのです。

- ◇救急車やパトカーなどの緊急車両の通行の妨げになる
- ◇駐車車両からの飛び出し事故が起こりやすい
- ◇周囲の住民の迷惑になる

地域ぐるみで、違法・迷惑駐車をなくしましょう。



ここは駐停車禁止

ちょっと休けいしよう



消防

## 家具の転倒防止と火災の防止

### 『住宅の耐震化と家具の転倒防止』

日本列島は、昔から地震大国とも言われるほど、毎年各地で多くの地震が発生しています。また、首都直下型地震、東海・東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯地震の発生も懸念されている現在、こうした大地震による被害を最小限に抑えるということをひとり一人が考えておく必要があります。

世間を賑わした「耐震偽装事件」を皮切りに、住宅の耐震化が注目されています。過去の大地震を振り返ると、「家屋の倒壊による下敷き」が原因で尊い命を失うケースが死亡原因の約半数です。また、それらの倒壊家屋を詳しく見てみると、建築基準法施行令の新耐震基準が誕生した、昭和56年以前に建てられた建物が、ほとんどであったことが実証されています。今、住宅耐震診断が多くの専門家（建築士や建築関係者）や住宅メーカーにより行われており、基準に満たない建物には、有料で耐震補強が施されています。やはり、専門業者へ依頼し耐震補強を施すことが一番正確で安全ではありますが、応急的として、ホームセンターなどにもL字やT字の金物などの耐震補強グッズが売られています。柱や土台、屋根瓦などを各自で点検し、老朽化している部分には補強することも可能です。建物だけに限らずブロック塀、石塀についても基準どおりの鉄筋が入っていないかったり、転倒防止の控え壁を設けていないなど、施行上の欠陥による倒壊が報告されています。今一度、家の周りを点検し、老朽部分に早く気付き、これらの対応をしていただくことが、被害を最小限に抑えるポイントです。常日頃の各自の点検と、

応急的な補強も重要ですが、特に昭和56年以前の建物は、特に専門業者による点検をお勧めします。「耐震」が注目されている今こそが見直す時期なのです。

たとえ家屋倒壊は免れたとしても、家具の転倒も多く報告されています。昔から転倒の危険が叫ばれているものの、十分でないのが現状ではないでしょうか。固定器具も数多く開発されており、安価であっても十分信頼のできる器具も販売されています。さらに、窓ガラスが割れた場合の飛散を防ぐフィルムなどもホー



ムセンターの防災関連コーナーに置いてあります。いつ発生するか予測し難い大地震に対して、少しの心がけが被害軽減につながるのです。



### 『天ぷら油による火災の防止』

家の中には火災につながるさまざまな要因が点在しています。中でも、火を直接扱うコンロ付近からの出火が多く、天ぷら油による火災もなくならないのが現実です。天ぷら油火災は、適切な方法で消火しなければ被害が拡大するだけでなく、消火の際に負傷する危険性もあります。今一度、天ぷら油火災の危険性を熟知してもらうために、いくつかのポイントを紹介し



#### ★天ぷら油火災防止のポイント

- 天ぷら油を火にかけているときは、その場を離れない。電話や来客などの用件で、やむをえずその場を離れる場合は必ず火を消すこと。
- 加熱防止装置がついている場合は、使い勝手にとらわれることなく、装置付き側のコンロを使用する。
- 天ぷら油に火が入った場合は、絶対に水で消火せず、消火器などで消火する。また、消火器を使用する際、近づきすぎると油が飛び散って火傷をする恐れがあるので注意する。
- 火が天井へ燃え移った場合は速やかに避難する。

以上のように、いくつかのポイントがありますが、何よりも天ぷら油を火にかける際は、十分危険であるということを認識して行ってください。



また、天ぷら油だけに限らず、コンロ付近からの出火は多く、袖の長い服に炎が着火する事例や、コンロ周りに置いてあるものに着火する事例も報告されています。素早い消火が重要なことから、今一度消火器の有無、設置場所、使用方法を確認して万が一に備えてください。

毎月20日は“地域安全の日”です。

皆さんと安心で安全なまちを創りましょう。

## お知らせ 今月のお知らせ

### 電話による年金相談は『ねんきんダイヤル』へ！

社会保険庁では、電話での年金相談について『ねんきんダイヤル』を設置しています。

全国どこからでも次の電話番号にかけていただければ、回線の空いている年金電話相談センター等へおつなぎします。しかも、通話料の負担は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金のみでご利用できます。ぜひご利用ください。

**受付時間**▶8時30分～17時15分（土曜日・日曜日・祝日はご利用できません。）

**電話番号**▶すでに年金を受けている方のご相談は TEL.0570-07-1165

これから年金を請求される方のご相談は TEL.0570-07-1165

※電話機の種類、設定状況によりご利用できない場合があります。

### 予約年金相談のご案内

社会保険事務所では、年金相談を予約制で実施しています。なお、予約相談窓口には限りがあります。混雑時には相談日時を調整させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

**申し込み方法**▶平日の8時30分から17時15分までに、下記の予約専用電話でお申し込みください。なお、希望される相談日の1カ月前から受け付けています。

**予約専用電話**▶滋賀社会保険事務局彦根事務所 TEL.23-5489

※この電話では予約以外のご用件はお受けできません。

**平日・第2土曜日の年金相談時間**

社会保険事務所では、

**月曜日(休日の場合は火曜日)...**8時30分から19時  
※2月5日(月)、13日(火)、19日(月)、26日(月)は、19時まで相談時間を延長しています。

**火曜日から金曜日...**8時30分から17時15分

**第2土曜日...**8時30分から17時15分

※土曜日の年金相談の受付は16時までです。

### 高宮郵便局の「配達センター化」のお知らせ

平成19年10月からの郵便局の民営・分社化（日本郵政株式会社、郵便局会社、郵政事業会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社の5社に分社）時には、高宮郵便局を郵便・貯金・保険の窓口業務と貯金保険の集金等の業務を行う「高宮郵便局」と郵便物の集配業務を行う「高宮配達センター」に切り分けてサービスを提供させていただきま

**お問い合わせ**▶〒522-0299 高宮郵便局 TEL. 23-6908

### 交通災害共済受付スタート！ 年間掛金は…1人500円

**通院1日目から見舞金（10,000円）支給**

**加入できる方**▶県内に住民登録または外国人登録をしている方／県内の事務所・事業所・学校等に勤務または在学している方

**共済期間**▶毎年4月1日から翌年の3月31日。途中加入される方は加入した日の翌日から3月31日まで。

**加入受付**▶役場1階総務課（企画部門）窓口まで。各世帯に配布しました加入申込書に住所、氏名、区名、組名などをご記入の上、掛金1人500円を添えて、各自治会の区長様へお申し込みください。（2月28日(水)までは各字区長様に加入者の取りまとめをしていただいております。）なお、自治会に未加入の方、または3月1日以降に加入される方は直接役場総務課（企画部門）へお申し込みください。（執務時間中）

**対象事故**▶日本国内で一般交通の用に供する道路において、自転車、バイク、自動車等の運行中に発生した事故（自損行為を含む）または、歩行中などにこれらの車両にひかれたりした事故による死傷。

※加入申し込み時にご記入いただいた個人情報、交通災害共済事務以外の目的では使用しません。

**お問い合わせ／お申し込み**▶役場1階総務課（企画部門） TEL.38-5061 FAX.38-5072



## 『ポリテックビジョン滋賀2007イベント』開催しまーす!!

ものづくり教室（「エコエンジン（カップラーメンのふたの上に乗せると熱でくるくる回ります）」「家づくり体験」他）・講演会・学校説明会・学生の卒業研修発表・作品展示会など盛りだくさん!

日時▶3月9日(金)・10日(土) 10時~15時。

場所▶滋賀職業能力開発短期大学校(近江八幡市古川町)

対象▶ものづくり教室のみ中・高校生

定員▶ものづくり教室のみ数十名程度(事前申し込み制・当日受付も若干あり)

参加費▶無料(ものづくり教室のみ中・高校生対象で事前申し込み要)。

お問い合わせ▶同学校 TEL.0748-31-2250

詳細についてはホームページをご覧ください。  
http://www.ehdo.go.jp/shiga/shiga-pc

## 自衛隊員募集

募集内容▶2等陸・海・空士

18歳以上27歳未満

受付期間▶2月23日まで

試験日▶2月24日

募集内容▶予備自衛官補(一般) 18歳以上34歳未満  
予備自衛官補(技術) 18歳以上で国家資格を有するもの(細部は問い合わせください)

受付期間▶1月9日から4月9日

試験日▶4月14日、15日、16日のいずれか1日

お問い合わせ▶

彦根市旭町1-24 田中ビル2nd 1F  
自衛隊彦根地域事務所 TEL.26-0587  
HP http://www.shiga.plo.jda.ne.jp

## 労働基準監督署の再編成のお知らせ

### 滋賀県労働局

長浜労働基準監督署と彦根労働基準監督署が統合され、平成19年4月2日(月)から新たに彦根労働基準監督署としてスタートします。この統合により、長浜労働基準監督署が管轄している、長浜市・米原市・東浅井郡・伊香郡は彦根労働基準監督署の管轄となります。長浜労働基準監督署で行っている窓口業務は平成19年3月30日(土)をもって終了し、平成19年4月2日

(月)より、彦根労働基準監督署で開始します。なお、地元の皆様の利便性を考慮し、平成19年4月から当面の間、毎月第1・3金曜日10時から16時まで、長浜商工会議所内に出張受付窓口を開設します。

お問い合わせ▶

滋賀労働局企画室 TEL.077-522-6648

## 滋賀県パスポートセンター「米原出張窓口」からのお知らせ

平成19年2月13日(火)は、滋賀県立文化産業交流会館が休館日のため、休業させていただきます。

なお、大津の窓口(ピアザ淡海、大津におの浜一丁目1-20)は、土曜日・日曜日・祝日を除き、通常どおり申請受付業務を行っています。

## ~豊かな郷で心と体の健康を~

豊郷病院 公開セミナー

「認知症の治療とリハビリ」

講演 「診断・治療法」

「薬の効果や副作用・飲み方・飲み合わせ」

「自宅でできる簡単リハビリ」

日時▶3月3日(土) 14時~15時30分

場所▶豊郷病院 3病棟1階待合スペース

※事前申し込みは不要。

お問い合わせ▶

(財)豊郷病院内 老人性認知症センター オアシス  
TEL.35-3001(代)

## フリーマーケット・コミュニティ2007

日時▶3月10日(土)、11日(日) 各日10時~15時

場所▶滋賀県立文化産業交流会館 イベントホール  
入場無料

出店料▶1区画(1.8m×1.8m) 1日 1,500円

応募資格▶県内に在住または在勤・在学の高中生以上

申し込み▶直接来館のうえ所定の申し込み用紙に記入のうえ、出店料を添えて申し込む。(先着順)  
2月24日(土)9時より受付開始。

お問い合わせ▶

(財)滋賀県文化振興事業団  
滋賀県立文化産業交流会館 担当 小松谷 千絵  
TEL.0749-52-5111 FAX.0749-52-5119

## 健康

# 運動習慣でメタボリックシンドローム予防!

「正月のおさがりのお餅や、今の季節とってもおいしいみかん!」つつい食べ過ぎてしまう…「食べたら動かない!」でも、寒くて部屋の中にもってあまり動かない…

## おへそ周り、体重が急激に増えてはいませんか?

メタボリックシンドロームの予防・解消に不可欠なのは、内臓脂肪を減らすこと!

そのためには、食事の量と内容を見直すと同時に、ふだんの生活の中でからだを動かしたり運動習慣を身につけることが重要です。

内臓脂肪は蓄積されやすい反面分解されやすい特徴があります。食事から摂取したエネルギーより、からだを動かして消費されるエネルギーの方が大きければ内臓脂肪は確実に減っていきます!!

1週間で合計23エクササイズの活発な身体活動を目標に、そのうち4エクササイズは活発な運動を実践しましょう!

## 1エクササイズに相当する活発な身体活動の例



メタボリックシンドロームだけでなく、さまざまな生活習慣病予防、ストレス解消のためにも日常生活の中に運動を取り入れ、無理なく自分に合った運動習慣を身につけましょう。



## 凍結防止 凍結防止・上手な使い方

### 水道管の凍結にはご注意を！ 冬季の凍結防止対策をお願いします。

水道凍結の起こりやすい季節になりました。気温が氷点下になると水道管が凍り、破裂することがありますので早めに冬じたくをしましょう。次のような場所は、水道管が凍りやすいので、早めに凍結防止の準備をお願いします。

- ① 「むき出し」になっている水道管
- ② 家の北側などで、日が当たらない場所
- ③ 風当たりの強い場所



### 水道管の凍結防止のまめ知識

#### 1. 防寒材について…

「むき出し」になっている水道管や蛇口に保温材を取付け、ビニールテープや紐などですき間なく巻付けて凍結防止をしてください。

※毛布や厚手の布でも保温材の代わりになります。

#### 2. もしも水道管が凍ったら…

①凍結している部分の水道管や水栓にタオルなどの布を巻付ける。

②蛇口を開けます。

③やかんなどでぬるま湯を用意し、タオルなどにしみこませるようにゆっくりかけて解かします。水道管や水栓に直接熱湯をかけると割れる場合がありますので、絶対さけるようにしましょう。



#### 3. 水道管が破裂してしまったら…

メーターボックス内のメーターバルブを閉めて、水を止めてください。破裂した部分に布かテープをしっかり巻き付け、応急処置をしてから、すぐに水道工事に連絡し修理をしましょう。

### 水の上手な使い方

①歯磨きは、コップにくんで…  
流しっぱなしでは、1分間で6ℓの水が無駄になります。



②洗濯は、溜めてすすぎ洗いで…  
洗濯でも工夫をすれば1回100ℓの水ですむはず。流しっぱなしだと240ℓになります。



③洗車は、バケツにくんで…  
バケツ洗いなら5杯ですむ洗車も、流しっぱなしのホース洗いでは、30杯以上の水が必要です。



④その他に…

お風呂の残り湯を洗濯や掃除、水撒きなど、有効な利用を…蛇口やシャワーの開閉はこまめに行いましょう。



### 水道料金の口座振替にご協力をお願いします！

#### お問い合わせ

甲良町役場 水道課  
TEL 38-3581 (直通)

### プール & お風呂

## 温水プール・香良の湯カレンダー

2月						
月	火	水	木	金	土	日
			1	2 教室日	3 教室日	4
5	6 休館日	7 教室日	8	9 教室日	10 教室日	11
12	13 休館日	14 教室日	15	16 教室日	17 教室日	18
19	20 休館日	21 教室日	22	23 教室日	24 教室日	25
26	27 休館日	28 教室日				

3月						
月	火	水	木	金	土	日
			1	2 教室日	3 教室日	4
5	6 休館日	7 教室日	8	9 教室日	10 教室日	11
12	13 休館日	14 教室日	15	16 教室日	17 教室日	18
19	20 休館日	21 教室日	22	23 教室日	24 教室日	25
26	27 休館日	28 教室日	29	30	31	

#### 一般開放

時 間▶13:00~21:00 (日曜日は20時まで)  
※保護者同伴でない中学生以下は19時まで  
入 場 料▶大 人 500円  
中 人 300円 (中学生)  
小 人 200円 (5歳~小学生)  
※4歳以下は無料  
※障害者手帳をお持ちの方と、介助者1人は上記料金の半額です。

#### 香良の湯

入浴時間▶13:00~20:00  
入 浴 料▶大 人 200円 (中学生以上)  
小 人 100円 (小学生)  
※障害者手帳をお持ちの方は半額です。

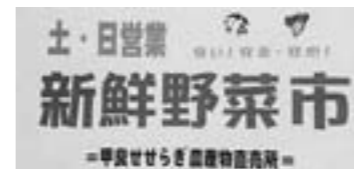
#### シルバーデー

毎週金曜日、甲良町内にお住まいで65歳以上の方に限り、無料になります。

お問い合わせ 香良の湯 TEL. 38-5155

### 2月の直売所

営業時間 毎週土曜日 9時~15時  
毎週日曜日 9時~12時30分  
場 所 北落地先 (国道307号線沿い)  
TEL 38-2744



### 2月の行政・人権擁護相談日程

行政・人権擁護相談日▶  
2月6日(火) 13時~16時  
行政相談日▶  
2月20日(火) 13時~16時  
行政相談委員▶ 松原美智子  
会 場▶ 保健福祉センター 2階 相談室  
お問い合わせ▶ 総務課 TEL. 38-3311

### 2月の住民課窓口業務時間延長日

9日(金)と23日(金)です。

19時まで窓口業務を延長します。

#### 業務内容

- ①住民票の写しの交付
- ②戸籍抄本・謄本の交付
- ③印鑑登録
- ④印鑑証明の交付
- ⑤外国人登録原票記載事項証明書の交付

#### 担当課

住民課 TEL. 38-5063



# 健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

## 2月後半分

会場:保健福祉センター

### 健康診査

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
中期離乳食教室	19日(月)	9:00~9:30	H18年6月・7月生まれの児	母子手帳・質問票
1歳6カ月健診	21日(水)	13:00~13:30	H17年7月・8月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
乳児健診4カ月 及びBCG予防接種	27日(火)	13:00~13:30	H18年10月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10カ月	27日(火)	13:30~14:00	H18年4月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票

## 3月前半分

### 健康診査

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
整形外科検診	5日(月)	11:00~11:30	H18年12月・H19年1月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票
2歳6カ月健診	15日(水)	9:30~10:00	H16年7月・8月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ

### 子育てサークル

あおぞら (2月分)	8日(水) 22日(水)	9:30~11:30	1歳~3歳で保育園に入園していない 子どもとその家族の方	お茶・コップ
スキップランド (2月分)	23日(金)	10:00~11:00	0歳児から保育園に入園していない お子さんと家族の方	とくにありません
子育て相談 (3月分)	6日(火)	9:30~11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に 関する相談を行います	とくにありません

**お問い合わせ** 保健福祉センター(保健師) TEL. 38-3314/38-5151

## ひとのうごき

2007年(H19)1月1日現在

人口	8,170人	(- 7)
男	3,929人	(- 1)
女	4,241人	(- 6)
世帯数	2,387世帯	(+ 1)

( ) 内は前月の比較

## 今月のひとこと

2007年版町勢要覧刊行！

前回の2002年版から新たに『町勢要覧』(写真左)を作成しました。皆様ご覧になっていただけましたでしょうか？今後、甲良町をPRしていく一つのアイテムとして活用していきます。皆様も、町内外問わず、多くの方にご覧になっていただければうれしく思います。

まちづくり学習用小学生向けのパンフレット(写真右)も作成しました。  
〔お問い合わせ〕総務課(企画部門)

TEL.38-5061  
FAX.38-5072

